

＜議題 2＞

2023年7月27日～28日
第92回定期全国大会

全国組織検討委員会答申

はじめに

第91回定期全国大会の決定に基づき、全国組織検討委員会を設置し、組織の課題や財政のあり方について認識の統一をはかりながら、検討を行ってきた。いうまでもなく検討のすべての基本となるのは組織人員である。すでに現職と再雇用者の比率は逆転し、今年度においても、定年等により退職した組合員は700名を超えている。国労組織の年齢構成上からも今後さらに再雇用組合員の比率が増え、現職組合員の急激な減少は避けられない現状にある。全国組織検討委員会は、組織を取り巻くこうした厳しい状況を見据えながら、本部から提起された「国労の課題と方向性－今後5年を見据えた組織ならびに運動展開」の最終年度となる2023年度を目前にして抜本的な対策を講じるための真摯な議論を重ねてきた。その結果、今年度において結論を得た事項と引き続き検討する事項等の整理をはかり、次のように答申を行うものとする。

I. 経 過

(1) 全国組織検討委員会の設置と委員の構成について

2022年11月10日、以下の構成による組織検討委員会を設置した。

委員長	岩元 孝信 (本部書記長)
委員	宮崎 浩則 (本部総務財政部長)
〃	辻 将城 (本部業務部長)
〃	菊地 宏之 (北海道本部書記長)
〃	伊藤 隆夫 (東日本本部委員長)
〃	菊池 要悦 (盛岡地方本部書記長)
〃	田中 克幸 (東京地方本部書記長)
〃	渡邊 和久 (東海本部書記長)
〃	大北 真也 (西日本本部書記長)
〃	大江 康昭 (四国本部書記長)
〃	西山 泰三 (九州本部書記長)

- (2) 全国組織検討委員会に附託された案件
- ① 専従配置ならびに賃金等について
 - ② 書記定数および労働条件について
 - ③ 組合員の範囲および権利・義務について
 - ④ 組合費について
 - ⑤ 財政全般について
 - ⑥ 規約の一部改正について
 - ⑦ その他

(3) 委員会の開催日

① 全国組織検討委員会

第01回	2022年11月10日
第02回	〃 12月03日
第03回	2023年01月13日
第04回	〃 02月01日
第05回	〃 03月06日
第06回	〃 03月27日
第07回	〃 04月22日
第08回	〃 05月20日
第09回	〃 06月15日
第10回	〃 07月19日

② 本部組織検討委員会

第01回	2022年10月24日
第02回	〃 11月17日
第03回	〃 12月14日
第04回	2023年01月25日
第05回	〃 02月22日
第06回	〃 03月15日
第07回	〃 05月08日
第08回	〃 05月23日
第09回	〃 06月21日
第10回	〃 07月11日

II. 結論を得た事項

1. 本部枠の専従配置について

- (1) 本部枠専従定数について、現行5名から2名減とし、2023年度は本部1名、東日本本部2名の配置とする。
- (2) 現職と再雇用組合員数の推移と今後の組合費収入を見極めながら、エリア本部単位に組合員1,000名につき1名とする現行の専従配置基準ならびに

専従役員定数について更に見直しを進める。

- (3) 非専従役員については現行通り、年齢制限は設けないものとするが、2023年度においても60歳に到達した者についての本部専従は認めない。但し、この取り扱いについては組織を取り巻く現状を踏まえつつ、引き続き検討を行う。

2. 書記の定数と配置について

本部雇用書記の配置基準については、組合員1,000名につき1名とする専従配置基準に準ずる扱いとする。尚、今後とも新規採用は行わず、現在配置されている本部準雇用ならびにシニア書記の退職に伴う欠員補充に関しては、現在員の配置転換ならびに兼務で対処し、必要に応じてアルバイトならびにパート雇用などを検討する。

3. 規約・規則等の一部改正について

- (1) 規約第5条及び第27条の組合員の範囲ならびに資格等について

JR・グループ・関連会社外に移籍または転籍した組合員等の資格について、国労組織の現状に見合った規約第5条及び第27条の解釈確認を行う。但し、組合員の範囲については、今後の国労組織のあり方と深く関わる点について考慮しつつ、引き続き慎重に検討を進めていく。

- (2) 規約第7条の解釈による地方本部の設置箇所について

地方本部の統合・再編については、エリア内における議論を尊重しながら、機関上の手続きは全国大会での承認を求めるものとし、規約第7条の解釈の一部見直しを行う。

4. 全国協議会等のあり方について

- (1) 全国協議会（貨物・自動車・ソフトバンク等）については組織のあり方を含めて引き続き検討を行う。
- (2) 青年・女性部のあり方および家族会との連携について

今後の青年・女性組織のあり方については、当該組合員との意思疎通をはかりながら引き続き検討を進める。また、国労家族会全国連合会の解散に伴い、今後の家族会組織との連携については、各エリア・地方本部において整理を図っていく。

5. 組織のあり方について

国労組織のあり方については、組織内でさまざまな意見があることから、引き続き慎重に議論を進める。但し、組織人員の急速な減少が避けられないことから、早急に具体的な国労組織のあり方を示すものとする。

6. 組合費について

- (1) JR現職者の組合費ならびに平均組合費7,800円については現行通りとする。
- (2) JRグループ会社社員の組合費について

JRグループ会社正社員の組合費について、現行通り基本給×15/1000とする。尚、最高限度額は3,600円、最低組合費については2,300円、平均組

合費については 3,000 円とする。また、J R グループ会社非正規社員の組合費についても、現行通り 2,300 円とする。

(3) 再雇用者の組合費について

再雇用者の組合費について、現行通り基本給×18/1,000 とする。最高限度額は 3,600 円、最低組合費については 2,300 円、平均組合費を 3,000 円とする。尚、J R 東日本における短日数勤務など基本給が減額となる場合には、支給基本給額（80%）×18/1,000 で組合費を算出し、最高限度額 3,600 円、最低組合費 2,300 円、平均組合費 3,000 円とする。また、J R 西日本シニア社員のハーフ日数・ハーフタイムにおける組合費について、支給基本給額×18/1,000 で組合費を算出し、最高限度額 3,600 円、最低組合費 2,300 円、平均組合費 3,000 円とする。いずれも現行通りの取り扱いとし、徴収のあり方を含めて引き続き検討を行う。

(4) 地方本部交付金の取り扱いについて

地方本部交付金については、現行通り J R 現職者は 1,700 円、ハーフタイム・臨時雇用員は 500 円、それ以外については 1,500 円とし、エリア本部が交付する。尚、スト基金及び組織拡大行動資金の本部納入方法についても現行通りの取り扱いとする。

(5) 組合員の減少に伴う組合費収入と交付金のあり方について、次年度において具体的措置を検討する。

7. 犠牲者救済資金および業務上過失事故救援資金の徴収について

現行通りとし、徴収については引き続き検討することとする。

8. スト基金の徴収と運用について

スト基金の徴収のあり方について見直しをはかるとともに、2024 年度以降の運用について引き続き検討を行う。

9. 本部会計監査について

2014 年度以降、「当面、組合員 500 名以下の地方本部について、2 年に 1 回会計監査を実施する。」としてきたが、規約・会計規則の原則にもとづいて隔年監査を改廃し、すべての地方本部において本部会計監査を年 1 回実施する。そのためにも、引き続き公正かつ適正な監査の実施につとめながら、現行の監査方法および実施個所ならびに日数等を変更する。尚、現行の規約第 40 条の運用による会計監査員数 3 名と規約第 43 条による任期 2 年の規定については現行通りとする。

10. 財政確立については、財政専門委員会を設置し、取り組みを進める。とりわけ組合員の大量退職に伴う組合費収入の急激な減少が避けられないなかで、引き続き組合費の見直しや交付金の配分、専従定数のあり方など財政全般についての抜本的な検討を行う。

Ⅲ. 引き続き検討する事項

- ① 専従配置ならびに賃金等について
- ② 書記定数および労働条件について
- ③ 組合員の範囲および権利・義務について
- ④ 組合費について
- ⑤ 財政全般について
- ⑥ 規約の一部改正について
- ⑦ その他

以 上